

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第 3 1 条の 6 第 2 項第 3 号
処 分 の 概 要：受付所営業の廃止命令
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第 3 1 条の 6 第 1 項（処分移送通知書の送付）、同第 3 1 条の 3 第 2 項、同第 2 8 条第 1 項・第 2 項（受付所営業の禁止区域等）
処 分 基 準：別紙 2 のとおり
問 い 合 わ せ 先：
備 考：